

議案第44号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するための農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、農業委員会の能率報酬について定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 農業委員会の能率報酬の支給日及び支給方法等については、規則で定める。
別表に備考として次のように加える。

備考 農業委員会の会長、職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員については、この表に定める額のほか、能率報酬として、予算の範囲内で町長が定める額を支給する。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。